

香川県報



第 55 号

平成 15 年

7月15日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	漁業法の規定による区画漁業の免許	（水産課）	一
公告	大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（三件）	（経営支援課）	五
	土地改良区の役員就退任の届出（四件）	（土地改良課）	七
	土地改良事業の工事完了の届出（二件）	（"）	八
	県営土地改良事業の工事完了（二件）	（"）	八
	開発行為に関する工事の完了（二件）	（都市計画課）	八
	選挙管理委員会告示		
	政治資金規正法の規定による政治団体の届出		
	政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出		九
	政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出		一〇
	政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出		
	政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出		

雑報

市町村職員共済組合の平成十四年度決算の要旨

告示

香川県告示第四百七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成十五年香川県告示第二百五十八号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、平成十五年七

月十日次のとおり免許した。
平成十五年七月十五日

区画漁業

- 免許番号 別表のとおり
- 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおり
- 存続期間 平成十五年七月十日から平成十五年十二月三十一日まで
- 制限又は条件 告示のとおり
- 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

香川県知事 真鍋武紀

免許番号	許可中 の番号	種別	種別	種別
区画933号	区画1号	氏名又は名称	住所	
		藤谷兼徳回廊	大田郡藤谷町6371	

公告

香川県公告第四百五十七号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。
平成十五年七月十五日

香川県知事 真鍋武紀

届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルヨシセンター
高松市南新町四番地六
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（一）マルヨシセンター 松縄店

- (一) 高松市松縄町三〇一番地一
マルヨシセンター水田店
 - (二) 高松市東山崎町四一一番地ほか
マルヨシセンター太田店
 - (三) 高松市多肥下町一九二番地二
マルヨシセンター善通寺店
 - (四) 善通寺市上吉田町字本村道下二二九六番地
マルヨシセンター観音寺店
 - (五) 観音寺市植田町南原一〇一七番地ほか
三木ショッピングセンター
 - (六) 木田郡三木町鹿伏三二〇番地ほか
マルヨシセンター川東店
 - (七) 香川郡香川町大字川東上二七九二番地一
ショッピングセンターウイングポート
 - (八) 香川郡香川町大野九一七番地一
マルヨシセンター滝宮店
 - (九) 綾歌郡綾南町滝宮東田井四二二番地
マルヨシセンター国分寺店
 - (十) 綾歌郡国分寺町新居一四〇六番地
マルヨシセンター満濃店
 - (十一) 仲多度郡満濃町大字吉野下字川原添二二二番地ほか
マルヨシセンター高瀬店
 - (十二) 三豊郡高瀬町大字下勝間字加茂向一六四七番地一ほか
- 3 変更した事項
- 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- 変更前 佐竹文彰
- 変更後 嵯峨山由範
- 4 変更年月日

- 平成十五年五月二十八日
- 5 変更する理由
- 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため
- 二 届出年月日
- 平成十五年七月二日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
- 1 縦覧場所
- 香川県商工労働部経営支援課
高松市産業部商工労政課
善通寺市建設経済部商工観光課
観音寺市商工観光課
三木町経済課
香川町経済課
綾南町経済課
国分寺町産業振興課
満濃町企画観光課
高瀬町経済課
- 2 縦覧期間
- 平成十五年七月十五日(火曜日)から同年十一月十七日(月曜日)まで
- 四 意見書の提出
- 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十五年十一月十七日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。
- なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、三の1の場所において当該公告の日から一月間縦覧に供する。
- 1 記載すべき項目
- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第四百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真鍋武紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルヨシセンター

高松市南新町四番地六

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター 国分寺店

綾歌郡国分寺町新居一四〇六番地

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前九時

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後十時

変更後 午前零時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十五分から午後十時十五分まで

変更後 午前八時四十五分から午前零時十五分まで

4 変更年月日

平成十五年七月五日

5 変更する理由

顧客の利便性向上のため

二 届出年月日

平成十五年七月二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

国分寺町産業振興課

2 縦覧期間

平成十五年七月十五日（火曜日）から同年十一月十七日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十五年十一月十七日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び国分寺町産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第四百五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)(第六条第二項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

茜興産有限公司

高松市昭和町二丁目一番一号

樽谷千佳子

木田郡三木町大字池戸二三〇一番地三

筒井育子

高松市茜町一番八号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター茜町店

高松市茜町八三六番三四一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前九時三十分

変更後 午前九時

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後十時

変更後 午前二時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時十五分から午後十時十五分まで

変更後 午前八時四十五分から午前二時十五分まで

4 変更年月日

平成十五年七月五日

5 変更する理由

顧客の利便性向上のため

二 届出年月日

平成十五年七月二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年七月十五日(火曜日)から同年十一月十七日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十五年十一月十七日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ
香川県公告第四百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、飯山町寺井土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった）

平成十五年七月十五日

香川県知事 真鍋 武紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住	所	退任年月日
-------	----	---	---	-------

理事	吉村 信一	綾歌郡飯山町下法軍寺二二六番地	飯山町	平成二五、五、一〇
----	-------	-----------------	-----	-----------

理事	新居 博	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	熊澤 孜	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	林田 元一	〃	〃	〃
----	-------	---	---	---

理事	熊澤 渡	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	熊澤 勝	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	熊澤 論	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

二 就任した役員

役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
-------	----	---	---	-------

理事	吉村 信一	綾歌郡飯山町下法軍寺二二六番地	飯山町	平成二五、五、一一
----	-------	-----------------	-----	-----------

理事	新居 博	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	熊澤 孜	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	林田 元一	〃	〃	〃
----	-------	---	---	---

理事	熊澤 渡	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	熊澤 勝	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	熊澤 論	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

香川県公告第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸龜市

下金倉瓢池土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった）
平成十五年七月十五日

香川県知事 真鍋 武紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住	所	退任年月日
-------	----	---	---	-------

理事	大石 清	丸龜市中津町九八一番地	丸龜市	平成一五、六、三
----	------	-------------	-----	----------

理事	池内 啓	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	西山 悟	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	西山 修	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	池内清治郎	〃	〃	〃
----	-------	---	---	---

理事	平田 音彦	〃	〃	〃
----	-------	---	---	---

理事	平田 尚雄	〃	〃	〃
----	-------	---	---	---

理事	池内 忠弘	〃	〃	〃
----	-------	---	---	---

理事	西山 孝	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

二 就任した役員

役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
-------	----	---	---	-------

理事	大石 清	丸龜市中津町九八一番地	丸龜市	平成一五、六、四
----	------	-------------	-----	----------

理事	池内 以長	〃	〃	〃
----	-------	---	---	---

理事	西山 悟	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	西山 修	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	平田 孝男	〃	〃	〃
----	-------	---	---	---

理事	平田 徹	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

理事	池内 忠弘	〃	〃	〃
----	-------	---	---	---

理事	平田 音彦	〃	〃	〃
----	-------	---	---	---

理事	西山 孝	〃	〃	〃
----	------	---	---	---

香川県公告第四百六十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、琴南町

佐伯 清規	住	甲二六四六番地	就任年月日
佐伯 達也	住	甲一九四七番地一	
大峯 正敏	住	池田町大字中山一七六二番地四	
監事 竹原 曾蔵	住	土庄町上庄四五二番地	
青井 謙陽	住	淵崎甲二四五六番地	
山口 十三	住	黒岩七四九番地四	
三木 忠	住	肥土山甲二六一六番地	
二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事 佐伯 駿	小豆郡土庄町肥土山甲一九四〇番地	平成一五、六、一五	
石井 義敷	淵崎甲八三二番地		
塩谷 貞夫	甲一九四六番地		
森田 三郎	上庄三八六番地		
岡 仁司	一三五九番地二		
三木 團司	肥土山甲二八九番地一		
佐伯 正博	甲四二一番地一		
佐伯 清規	甲二六四六番地		
佐伯 達也	甲一九四七番地一		
大峯 正敏	池田町大字中山一七六二番地四		
監事 平井 國蔵	土庄町上庄六四三番地一		
青井 謙陽	淵崎甲二四五六番地		
山口 十三	黒岩七四九番地二		
三木 忠	肥土山甲二六一六番地		

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
飯山町	基盤整備促進事業	大窪池水路地区	平成一五、一、三一
〃	ため池等整備事業（単独県費補助土地改良事業）	葛蒲合池地区	平成一五、二、一〇
〃	団体営ため池等整備事業	仲池地区	平成一五、三、一四
満濃池土地改良区	基盤整備促進事業「一般型」	蓮池幹線地区	平成一五、三、二〇
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業	宮の前地区	平成一五、三、二五
〃	単独県費補助土地改良事業	古湧地区	平成一五、三、二五
〃	単独県費補助土地改良事業	瓢箪池地区	平成一五、三、二五
〃	単独県費補助土地改良事業	下東地区	平成一五、三、二五
〃	単独県費補助土地改良事業	下吉田本村東地区	平成一五、三、二五

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
綾歌町	基盤整備促進事業	渡池地区	平成一五、一、三一
坂出市松山土地改良区	基盤整備促進事業	高屋塩田地区	平成一五、三、二五

香川県公告第四百六十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。
 平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

農村総合整備統合補助事業 (池下団地)	善通寺地区 平成一五、二、二八
------------------------	--------------------

香川県公告第四百六十六号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業（小規模）	池田新池地区	平成一四、七、二八

香川県公告第四百六十七号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業（小規模）	室生大池地区	平成一五、三、二〇

香川県公告第四百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丸亀市中府町二丁目二〇六、三、二二〇七、二、二二〇八、三、二二〇八、四及び二二〇八、五
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
丸亀市宗古町一三番地一白川ビル四階

株式会社 和田コーポレーション
代表取締役 和田 康博

香川県公告第四百六十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
丸亀市田村町字巴田二六八、二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
丸亀市郡家町一八一三番地一
(メソンド新居二号)

丸亀市郡家町一八一三番地一

(メソンド新居二号)

西山 孝雄

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年七月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

- 一 以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党の名称 自由民主党本部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党香川県丸亀市選挙区第一支部	山田 正芳	北畠 実	丸亀市葭町二二五一

自由民主党香川県丸亀市選挙区第二支部	山本 直樹	山内 一三	丸亀市新浜町二一三一六
--------------------	-------	-------	-------------

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
元氣派市民の会	川田 礼子	川田 達生	さぬき市小田一五二四 五七
森鷗幸後援会	森 鈴代	清 正美	仲多度郡琴平町榎井四六三六

香川県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年七月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県歯科技工士支部	主たる事務所所在地	丸亀市土器町東五四八一	高松市本町六一二二
代表者の氏名	代表者の氏名	藤田 誠司	裏山 正士
自由民主党香川県石油販売業支部	代表者の氏名	久米 寿	角森 孝光
自由民主党香川県電気通信支部	主たる事務所所在地	高松市鶴市町九六一五	高松市春日町一五二二四〇
会計責任者の氏名	代表者の氏名	二川 俊昭	中山 忠彦

二 その他の政治団体

自由民主党塩江町支部	主たる事務所所在地	香川県塩江町大字上西甲二二二五	香川県塩江町大字安原上二八五二二
代表者の氏名	代表者の氏名	黒川 恵	藤澤 浩三
会計責任者の氏名	代表者の氏名	尾形 洋一	植田 康宏
政治団体の名称	異動事項	新	旧
新しい香川を創る会	主たる事務所所在地	高松市丸の内一〇二七	高松市瓦町一一一
代表者の氏名	代表者の氏名	小笠原 智實	河合 政弘
香川県社会保険労務士政治連盟	代表者の氏名	大谷 義雄	吉田新太郎
代表者の氏名	代表者の氏名	菅原美千代	武田 徳久
香川県石油政治連盟	代表者の氏名	久米 寿	角森 孝光
香川県美容政治連盟	代表者の氏名	久保山 勝	林 克代
香川県接骨師連盟	代表者の氏名	久保山 勝	林 克代
全日本不動産政治連盟香川県本部	政治団体の名称	全日本不動産政治連盟香川県本部	全日本不動産政治連盟香川県支部
代表者の氏名	代表者の氏名	久保山 勝	林 克代
代表者の氏名	代表者の氏名	久保山 勝	林 克代
大乗会	代表者の氏名	佐野 哲朗	宮本 重吉

平田修一後援会	代表者の氏名	細谷 利率	末包修一郎
	会計責任者の氏名	奥谷 義照	岡部 伝
福生会	主たる事務所所在地	香川郡香南町岡三七〇―五	高松市福岡町三―三二―一三
藤柔会	会計責任者の氏名	佐野 哲朗	宮本 重吉
藤野公孝香川県陸運後援会	代表者の氏名	浅見 英三	古竹 久雄
大柔会	会計責任者の氏名	佐野 哲朗	宮本 重吉
山本直樹後援会	代表者の氏名	宮武 讓	入江 政一

香川県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年七月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

一 その他の政治団体

政治団体の名称	多田久男後援会
---------	---------

香川県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十五年七月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
藤本 傳夫	池田町議会議員	藤本ただお後援会	小豆郡池田町大字池田三二〇九―一	藤本 傳夫
川田 礼子	さぬき市議会議員	元氣派市民の会	さぬき市小田一五―四―五七	川田 礼子

香川県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十五年七月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称
多田 久男	三木町議会議員	多田久男後援会

雑 報

香川県市町村職員共済組合理事長から依頼があつたので、次のとおり公告する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二條第三項の規定により、平成十四年度決算の要旨について、次のとおり公告する。

平成十五年七月十五日

香川県市町村職員共済組合理事長 増 田 昌 三

香川縣市町村職員共済組合公告

香川縣市町村職員共済組法定款5条の規定に基づき、平成14年度決算の要旨を公告する。

平成15年7月15日

香川縣市町村職員共済組合

理事長 増田 昌三

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	一部事務組合等	合計
6	33	25	64

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町長	特定消防	船員一般	長期	任意継続	合計
組合員数(人)	11,212	39	1,112	5	24	220	12,612
給料月額(百万円)	3,828	33	392	2	8	74	4,337
1人当たり給料月額(円)	341,453	844,800	353,007	336,340	353,508	335,120	343,939

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	合計
人員	12	3	18	3	5	0	41

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形	基礎年金支払
(収入)										
負担金	2,867,101	10,529,850	115,899	178,702						
掛金	2,903,640	5,370,831		178,642						
施設収入・商品売上					205,596			880		
基礎年金交付金		1,570,387								
利息及び配当金	345	1,721,530	169	2,075	1	109,103	2	1		
その他収入	266,137	15,755	4	4,319	13,744		348,038	10,836		550,017
他経理から繰入金			38,772		45,000					
前年度支払準備金	545,155	830								
前年度繰越長期給付積立金		79,466,726								
計	6,582,378	98,675,909	154,844	363,738	264,341	109,103	348,040	11,717	0	550,017
(支出)										
給付金	3,462,078	12,189,432								550,017
役職員給与			114,322	34,087	104,767	31,686	35,352			
旅費・事務費			3,913	7,354	1,710	2,816	597	73		
商品仕入					2,877			820		
飲食材料費					43,914					
委託費			459		54		2,862			
支払利息					2,100	24,993	281,744	1,841		
連合会払込金	109,811	979,577					12,272			
老人保健拠出金	1,793,546									
退職者給付拠出金	644,628									
介護納付金	313,315									
基礎年金拠出金負担金		3,726,787								
他経理へ繰入金	19,386	19,386		45,000						
その他支出	203,028		30,515	263,132	136,493	8,891	24,299	2,579		
次年度支払準備金	547,604									
次年度繰越長期給付積立金		81,760,727								
計	7,093,396	98,675,909	149,209	349,573	291,915	68,386	357,126	5,313	0	550,017
差引当期利益金	短期 介 介 △ 505,867 △ 5,151		5,635	14,165	△ 27,574	40,717	△ 9,086	6,404	0	0
年度末支払準備金	547,604									
年度末長期給付積立金		81,760,726								
年度末資本剰余金			491		880,500					
年度末利益剰余金	662,935		32,560	372,464	304,059	258,114	204,694	41,795		

平成十五年七月十五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています